

タフビズ工事補償保険

令和元年10月以降始期契約用

# 重要事項のご説明

## 1 はじめに

- この書面は、タフビズ工事補償保険(注)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款および特約(以下、「普通保険約款・特約」といいます)に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- 普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。事前に必要な場合は、代理店・扱者または当社までお申し出ください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます)は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(注)「タフビズ工事補償保険」はタフビズ工事補償保険に関する特約セット建設工事保険のペットネームです。

## 2 マークのご説明

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

## 3 商品のご案内

- この書面の対象となる商品は以下のとおりです。
  - ・タフビズ工事補償保険

## 4 この書面の構成

### I 契約締結前におけるご確認事項 …P2～5

1. 商品の仕組み
2. 引受条件等
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等
4. 満期返れい金・契約者配当金

### II 契約締結時におけるご注意事項 …P5

1. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)
2. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

### III 契約締結後におけるご注意事項 …P5～6

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
2. 解約と解約返れい金
3. 無効、失効、取消について
4. 保険証券の確認・保管
5. 調査について

その他ご留意いただきたいこと …P6～8

## 5 本紙で用いる用語のご説明

被保険者	保険契約により補償を受ける方をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。
支払限度額	当社がお支払いする保険金の上限額で、保険証券に記載された金額をいいます。
免責金額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。
請負金額	請負契約金額に支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた金額をいいます。

## 6 お問合わせ窓口

### 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。  
 あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター **0120-721-101** (無料)  
 ●受付時間 平日9:00～17:00  
 ●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
 あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター **0120-985-024** (無料)  
 ●受付時間 24時間365日  
 ●おかけ間違いにご注意ください。  
 ●IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

### 指定紛争解決機関

**注意喚起情報**

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕 **0570-022-808**

- 受付時間 [平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

# I 契約締結前におけるご確認事項

## 1. 商品の仕組み

### 契約概要

- ①この保険は、工事現場において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害を補償するものです。
- ②タフビズ工事補償保険は、建設工事保険普通保険約款に自動セット特約および各種特約をセットしてご契約いただきます。

建設工事保険普通保険約款 + タフビズ工事補償保険に関する特約 + 自動セット特約(注1) + 各種特約(注2)

(注1)次の特約となります。

- ・建設工事保険追加特約 ・水災危険補償特約 ・雪災危険補償特約 ・植物に関する特約
- ・1事故の定義に関する特約 ・特定台風危険補償対象外特約 ・特約火災保険契約との調整に関する特約 ・テロ行為等補償対象外特約 ・日時認識エラー補償対象外特約 ・保険の対象以外の物の原状復旧費用補償特約 ・特別費用補償特約 ・一部使用による火災危険補償特約
- ・土木工事に関する特約(タフビズ工事補償保険用) ・残存物取片づけ費用保険金に関する特約(タフビズ工事補償保険用) ・臨時費用保険金に関する特約(タフビズ工事補償保険用)
- ・荷卸危険補償特約(タフビズ工事補償保険用) ・陸上輸送危険補償特約(タフビズ工事補償保険用) ・引渡し遅延による代替建物賃借費用補償特約(タフビズ工事補償保険用)
- ・設計の欠陥の波及損害補償特約(タフビズ工事補償保険用) ・地盤注入費用に関する特約(タフビズ工事補償保険用)

(注2)契約内容に応じて各種特約がセットされます。セットできる主な特約については、「2. (2)セットできる主な特約」をご参照ください。

- ③保険の対象となる物は、工事現場における次に掲げる物をいいます。
  - ア. 工事の対象物(発注者に引き渡されるべき建設物)
  - イ. 上記ア. に付随する仮工事の対象物(支保工、型枠工、支持枠工、足場工等)
  - ウ. 上記ア. およびイ. の工事のために仮設される工事用仮設物(電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備に限ります)
  - エ. 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器および備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具をいい、測量用具、機械・器具・工具類、従業員の私物等は保険の対象とはなりません)
  - オ. 工事用材料および工事用仮設材なお、次の物は保険の対象に含まれません。
  - ・据付機械設備等の工事用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます)および工事用機械器具ならびにこれらの部品
  - ・航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
  - ・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物適用される特約により保険の対象が異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

## 2. 引受条件等

### (1)補償内容

#### ①被保険者 **契約概要**

対象工事にかかわる発注者、保険契約者およびすべての下請負人が被保険者となります。ただし、特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

#### ②対象工事 **契約概要**

保険契約者が日本国内で保険期間中に行うすべての工事です。ただし、次の【除外工事】を除きます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

#### 【除外工事】

- ・解体、撤去、分解または取片づけのみを行う工事
- ・建物移設工事
- ・ガラス温室工事または膜構造物工事
- ・調査工事
- ・試験工事
- ・浚渫工事
- ・捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものによる構築物の工事
- ・船舶にかかわる工事
- ・請負金額が100億円を超える工事
- ・請負契約が締結されていない工事
- ・保険証券記載の除外工事。下請工事、共同企業体(JV)工事、官公庁発注工事のいずれかまたはすべてを除外することができます。

お客さまが実際にご契約いただく対象工事につきましては、保険申込書の「保険の対象」欄にてご確認ください。

#### ③保険金をお支払いする主な場合 **契約概要**

工事現場において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

※台風、旋風、竜巻、暴風、突風その他の風災、高潮、洪水、内水氾濫その他の水災、豪雨による土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます)、雪災、雪(豪雪の場合におけるその雪の重み・落下等もしくは雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業を除きます)、氷、降雨またはこれらに類似の事由によって生じた事故は、最初の事故が生じてから保険期間中72時間以内に同様の事由によって生じた事故を1回の事故とみなして保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする条件は適用される特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

#### ④保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

● 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

■ すべての工事共通

- ・ 保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・ 風、雨、雪、霪もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます)が台風、旋風、竜巻、暴風、突風、雹その他の風災、雪災または高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れによって直接破損したために事故が生じた場合を除きます。
- ・ 直接であると間接であると問わず、テロ行為等(請負金額が15億円以上の工事についてのみ適用します)

● 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます)に対しては、保険金をお支払いしません。

■ すべての工事共通

- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・ 官公庁による差押え、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ・ コンピュータ機器またはソフトウェアの日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理によって保険の対象に生じた損害

● 次のいずれかに該当する損害または費用に対しては、保険金をお支払いしません。

■ すべての工事共通

- ・ 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- ・ 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ・ 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害。ただし、火災、破裂または爆発によってその使用部分に生じた損害を除きます。
- ・ 工用仮設材として使用される矢板・くい・H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ・ 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- ・ 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- ・ 湧水の止水または排水費用

- ・ 原因が直接であると間接であると問わず、被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・ 雪災によって保険の対象に生じた温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害
- ・ 雪災によって保険の対象に生じたコンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害
- ・ 雪災によって保険の対象に生じた除雪費用。ただし、損害の生じた保険の対象の修理のために直接要する除雪費用を除きます。
- ・ 芝、樹木その他の植物の枯死の損害。ただし、土木工事以外において、火災によって7日以内に枯死した場合を除きます。
- ・ 初年度契約の申込日以前(申込日を含みます)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます)により保険の対象に生じた損害

■ 設備工事

- ・ 保険の対象に古品機械が含まれる場合に、対象工事に着手した時以前に既に古品機械に存在していた設計、施工、材質もしくは製作の欠陥、劣化、摩滅、腐食または侵食によりその古品機械に生じた損害
- ・ 耐火レンガ等の耐火材および耐熱材(以下、「耐火材」といいます)に生じた損害。ただし、耐火材以外の保険の対象と同時に損害を受けた場合を除きます。

■ 土木工事(建築工事または設備工事に付随して行われる土木工事を含みます)

- ・ 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- ・ 土木工事の設計の欠陥によってその欠陥のあった部分に生じた損害
- ・ 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- ・ 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
- ・ 矢板、くい、H型鋼、地中壁、ケーソン、セグメントその他これらに類する物(以下、「矢板等」といいます)の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土もしくは排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損壊が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。
- ・ 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足によって沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用
- ・ 切土・盛土法面、整地面もしくは自然面の肌落ちまたは浸食の損害
- ・ 仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害
- ・ 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- ・ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- ・ 海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。
- ・ 不発爆弾または機雷により生じた損害

※ 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の説明については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

⑤ お支払いする保険金 **契約概要** **注意喚起情報**

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	内容
ア. 損害保険金(復旧費)	損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用をいいます。復旧費は、請負金額を構成する費目ごとに物価上昇の影響または資材等の購入単位の違いにより要した単価、および請負金額を構成する費目ごとの数量によって計算した額を基礎として算出します。ただし、費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の130%を超えないものとします。また、内訳書に損料または償却費を計上した工用仮設材等については、損害が生じた地および時における価額とし、損害が生じた保険の対象を復旧することができ、復旧によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額を差し引きます。
損害保険金(損害防止費用)	保険金をお支払いする損害が生じた場合において、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合は、当社が承認したものに限り復旧費の額に含めます。ただし、土木工事の場合を除きます。



イ. 残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をいいます。
ウ. 臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用をいいます。
エ. 原状復旧費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、損害の生じた保険の対象を復旧するために、やむを得ず損害の生じた保険の対象以外の物を取壊した場合に、その取壊した物を取壊し直前の状態に復旧するための費用をいいます。
オ. 代替建物賃借費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、保険の対象が損害を受けた結果、保険の対象の引渡しが請負契約書に記載された引渡日より遅延したことにより発注者に生じた代替建物の賃借費用をいいます。

## (2) セットできる主な特約 **契約概要**

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

特約の名称	特約の概要
対象工事の範囲に関する特約 (建築工事補償対象外)	対象工事から建築工事(看板設置工事を含みます)を主体とする工事を除きます。
対象工事の範囲に関する特約 (設備工事補償対象外)	対象工事から設備工事を主体とする工事を除きます。
対象工事の範囲に関する特約 (土木工事補償対象外)	対象工事から土木工事を主体とする工事を除きます。
メンテナンス期間に関する特約 (リミテッド・メンテナンス) (タフビズ工事補償保険用)	引渡後のメンテナンス期間中に「施工の欠陥」または「修補作業の拙劣または過失」による事故で生じた損害を補償します。
工所用仮設備・工所用機械器具補償特約 (タフビズ工事補償保険用)	保険の対象に、保険契約者または保険契約者の下請負人が所有する据付機械設備や工所用機械器具等を追加します。
湧水の止水・排水費用補償特約 (タフビズ工事補償保険用)	保険の対象の基礎工事または掘削工事に起因して発生した湧水の止水・排水に要した費用を補償します。
工場構内における製作・組立危険補償に関する特約 (タフビズ工事補償保険用)	保険契約者の所有・使用する工場構内において、この特約における保険の対象の製作中に生じた損害を補償します。
損害原因調査費用補償特約 (タフビズ工事補償保険用)	保険の対象を復旧するために要する損害の原因調査費用等を補償します。

## (3) 複数のご契約があるお客さまへ **注意喚起情報**

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## (4) 合計保険金額等 **契約概要** **注意喚起情報**

合計保険金額は、契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)において保険契約者が請け負った対象工事の完成工事高(注)(以下、「前年度完工高」といいます)と同額となるよう設定してください。契約締結時において、前年度完工高が存在しない場合には、保険契約者の事業計画書等に計画された1年間の対象工事の完成工事高にて設定します。

免責金額が設定されている場合は、損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた金額を、対象工事の請負金額、保険証券記載の合計保険金額または支払限度額を限度にお支払いします。

お客さまが実際にご契約いただく合計保険金額、支払限度額および免責金額につきましては、保険申込書の「合計保険金額」欄、「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(注)支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

## (5) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

### ① 保険期間

保険期間は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

### ② 補償の開始・終了時期

当社が保険責任を負担する開始・終了時期は次のとおりです。なお、適用される特約により異なる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

補償の開始時期	始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)または各対象工事に着手した時のいずれか遅い時に開始します。
補償の終了時期	満期日の午後4時または各対象工事の対象物の引渡しの時(引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時とします)のいずれか早い時に終了します。

## 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### (1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料(注)は、合計保険金額、主たる対象工事等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

### (2) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

○：選択できます ×：選択できません

主な払込方法	大口分割払(注2)	一時払
口座振替	○	○

(注1)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注2)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

### (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます(注1)。払込期日の翌月末日(注2)までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また原則として、ご契約を解除します。

(注1)払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。

(注2)口座振替で払い込むご契約の保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り、払込期日の翌々月末日となります。

初回保険料の払込前に保険金をお支払いする事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

### 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II 契約締結時におけるご注意事項

### 1. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

#### 注意喚起情報

- 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。
- この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされ

た特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注)当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

### 2. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

#### 注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

## III 契約締結後におけるご注意事項

### 1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

#### 注意喚起情報

- ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

#### 通知事項

- ① 保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ② 工事を追加、変更、中断、再開または放棄する場合
- ③ 工事の設計、仕様または施工方法を著しく変更する場合
- ④ 上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨の定められている事実が発生する場合

- (2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 対象工事を譲渡・売却した場合
- ② 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### 2. 解約と解約返れい金

#### 契約概要

#### 注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。

また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することがあります。

なお、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



### 3. 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ② この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- ③ 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

### 4. 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約の手続完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

### 5. 調査について

事故の発生の予防措置、対象工事または工事現場の状況を調査させていただくことがあります。この調査の結果、不備がある場合、当社はこれを改善することを保険契約者、被保険者または工事現場責任者をお願いすることがあります。正当な理由がなくこの調査または改善のお願い(請求)を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

## その他ご留意いただきたいこと

### 1. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

### 2. 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

### 3. 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

### 4. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ (<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>) をご覧ください。

## 5. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合を除きます)。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと

## 6. 継続契約について

当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

## 7. 事故が起こった場合

### (1) 事故の発生

- ① 事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

### (2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

### (3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち当社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いします。

(1) 当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)
(2) 当社所定の損害(事故)状況報告書
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因、応急修理の有無、本修理の内容等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、④に掲げる書類もご提出いただく場合があります。

(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本 など
(4) 対象工事に発生した損害や費用等の保険金請求に必要な書類	
① 損害の発生を証明する書類	
書類の例	・ 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わる書類 ・ 事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
② 損害の額を証明する書類	
書類の例	・ 修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書、自社工事明細書、新調達価額見積書 ・ 図面(配置図、建物図面)、修理工程表、作業日報 ・ 請負工事契約書・内訳書、工事見積金額の内訳書、工事工程表 ・ 損害防止に支出した費用を示す書類 ・ 支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) など
③ この保険契約に質権が設定されている場合に必要書類	
書類の例	・ 質権直接支払指図書 ・ 質権者の保険金請求書 ・ 質権の債権額現在高通知書 ・ 保険金支払先確認書 など
④ その他の書類	
書類の例	・ 権利移転書 ・ 調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

### (4) 保険金のお支払時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

### (5) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

## 8. 保険金支払い後の保険契約

保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。ただし、保険期間中の支払限度額を別に約定した場合を除きます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

## 9. 保険料算出の基礎および注意事項について

この保険は、合計保険金額をもとに算出した保険料によりご契約いただきます。合計保険金額は、契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)において保険契約者が請け負った対象工事の完成工事高(注1)(以下、「前年度完工高」といいます)の数値を用います(注2)。

(注1) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額とします。

(注2)新規事業者等で前年度完工高が存在しない場合は、事業計画書等に計画された1年間の対象工事の完成工事高(注1)の見込数値を用います。

※この保険は、暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了後に算出される確定保険料との差額を精算いただく契約方式(確定精算方式)のお取扱いはできません。

### **(1)保険料算出の基礎について**

保険申込書上の「合計保険金額」欄には、前年度完工高をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

### **(2)注意事項**

- ①保険期間終了後に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ②お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な直近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りのあった場合には、ご契約が解除される、または保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ③ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。